

山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例新旧対照表（第一条関係）

新	旧
<p>目次</p> <p>第二章 略</p> <p>第二章 児童発達支援</p> <p> 第一節～第四節 略</p> <p> 第五節 基準該当通所支援に関する基準（第五十七条―第六十二条の二）</p> <p>第三章～第六章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十一 略</p> <p>十二 多機能型事業所 第六条に規定する指定児童発達支援の事業、第六十三条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第七十三条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び第八十三条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十八号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第八十条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第百四十三条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第百五十三条に</p>	<p>目次</p> <p>第二章 略</p> <p>第二章 児童発達支援</p> <p> 第一節～第四節 略</p> <p> 第五節 基準該当通所支援に関する基準（第五十七条―第六十二条）</p> <p>第三章～第六章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十一 略</p> <p>十二 多機能型事業所 第六条に規定する指定児童発達支援の事業、第六十三条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第七十三条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び第八十三条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十八号。第六十一条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第八十条に規定する指定生活介護の事業、同条例第百四十三条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、同条例第百五十三条に</p>

規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第六十三条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第七十四条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準条例第八十七条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

第二章 児童発達支援

第一節 第四節 略

第五節 基準該当通所支援に関する基準

（準用）

第六十条 第六条、第九条及び前節（第十三条、第二十五条第二項及び第四項、第二十六条、第二十七条第一項、第三十三条、第三十五条、第四十八条並びに第五十三条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

（指定生活介護事業所に関する特例）

第六十一条 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準

規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、同条例第六十三条に規定する指定就労移行支援の事業、同条例第七十四条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び同条例第八十七条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（同条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

第二章 児童発達支援

第一節 第四節 略

第五節 基準該当通所支援に関する基準

（準用）

第六十条 第六条、第九条及び前節（第十三条、第二十五条第二項及び第四項、第二十六条、第二十七条第一項、第三十三条、第三十五条、第四十八条並びに第五十三条第二項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

（指定生活介護事業所に関する特例）

第六十一条 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準

条例第八十条に規定する指定生活介護をいう。以下この条において同じ。)を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下この条において同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第二十五条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

- 一 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 二 この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所に関する特例)

第六十二条 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者(山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十八号

)第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けるこ

条例第八十条に規定する指定生活介護をいう。以下

同じ。)を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下 同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第二十五条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

- 一 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 二 この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所に関する特例)

第六十二条 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者(山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十八号。以下この条において「指

定居宅サービス等基準条例」という。)第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けるこ

とが困難な障害児に対して指定通所介護（同条例

第九十八条に規定する指定通所介護をいう。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所（同条例

第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第六十条（第二十五条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所については適用しない。

一～三 略

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第六十二条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）に該当する小規模多機能型居宅介護（同法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。）をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う者をいう。以下この条において同じ。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。第一号及び第三号において「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。）を提

とが困難な障害児に対して指定通所介護（指定居宅サービス等

基準条例第九十八条に規定する指定通所介護をいう。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第六十条（第二十五条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、

当該指定通所介護事業所については適用しない。

一～三 略

供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第六十条（第二十五条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十二条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。次号及び第四号において「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を二十五人以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサ

サービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十二条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数及び指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十二条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における介護保険法第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める従業者に係る基準及び従業者の員数を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供す

るため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第三章 略

(準用)

第七十九条 第十四条から第二十四条まで、第二十六条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第三十八条まで、第四十条から第四十七条まで、第四十九条から第五十二条まで、第五十三条第一項、第五十四条から第五十六条まで及び第七十一条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十四条第一項中「第三十九条」とあるのは「第七十九条において準用する第七十一条」と、第十八条中「いう。第三十九条第六号及び第五十三条第二項」とあるのは「いう。第七十九条において準用する第七十一条第六号」と、第二十四条第二項ただし書中「次条」とあるのは「第七十八条」と、第二十九条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と

第七十一条第六号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十二条 第九条、第十四条から第二十四条まで、第二十七条第二項、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第三十八条まで、第四十条から第四十七条まで、第四

第三章 略

(準用)

第七十九条 第十四条から第二十四条まで、第二十六条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第三十八条まで、第四十条から第四十七条まで、第四十九条から第五十二条まで、第五十三条第一項、第五十四条から第五十六条まで及び第七十一条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十四条第一項中「第三十九条」とあるのは「第七十九条において準用する第七十一条」と、第十八条中「いう。第三十九条第六号及び第五十三条第二項」とあるのは「いう。第七十九条において準用する第七十一条第六号」と、第二十四条第二項ただし書中「次条」とあるのは「第七十八条」と、第二十九条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第四十五条中「従業者の勤務

の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第七十一条第六号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十二条 第九条、第十四条から第二十四条まで、第二十七条第二項、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第三十八条まで、第四十条から第四十七条まで、第四

十九条から第五十二条まで、第五十三条第一項、第五十四条から第五十六条まで、第六十一条から第六十二条の二まで、第七十一条、第七十三条、第七十七条及び第七十八条（第一項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

十九条から第五十二条まで、第五十三条第一項、第五十四条から第五十六条まで、第六十一条、第六十二条、第七十一条、第七十三条、第七十七条及び第七十八条（第一項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。